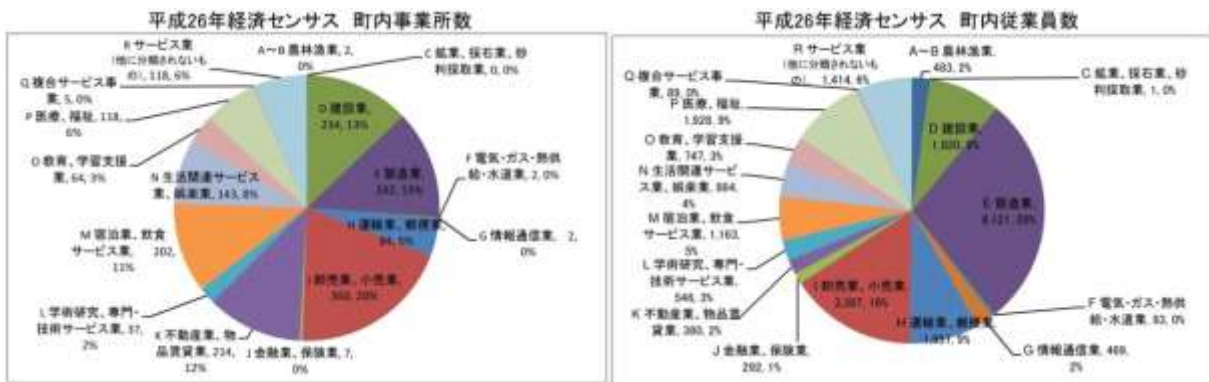


# 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町においては、昭和 30 年代後半から積極的に企業誘致を行い、農業の町から工業の町へと産業構造を変え発展してきている。地域経済分析システム (RESAS) や経済センサスの結果では、売上高・付加価値額・従業員数・取引流入額の構成割合が高い産業は製造業となっており、町の基盤産業となっている。



平成 27 年の工業統計調査では、事業所数が 129 事業所、製造品出荷額は、約 3,639 億円とリーマンショック以降微増してきており、平成 27 年の生産年齢人口一人当たりの製造品出荷額としては、1 人あたり約 1,217 万円と県内でも高い水準にあり、今後についても製造品出荷額及び従業員数が伸びる可能性を秘めている。





また、商業については小売業事業所及び飲食店等の数が他市と比較して少ない水準にあり、近隣市における商業開発、郊外大型店等の影響や町民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化による町民の購買力流出のほか、商業者の後継者不足など、商業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

この他に事業承継の問題については、現在全国的に中小企業経営者の平均年齢が上昇傾向にあるが、町内においても同じ状況であり、地域経済分析システム（RESAS）では、全国・神奈川県よりも平均年齢は低いが70歳代以上の経営者が多い状況で多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えようとしている。中小企業経営者の高齢化の進展等を踏まえ、事業承継を円滑に進める必要がある。

このような状況の中、町を取り巻く環境としては、圏央道の開通により幹線道路の交通渋滞の緩和や東名、中央高速道路等へのアクセスが容易になり、本町の産業活動の場としての優位性は格段と向上している。また、さがみロボット産業特区のエリア内の指定を受けていることで、今後、ロボット産業への新規参入や関連企業の集積など、さらなる工業の発展も考えられることから、本町では平成28年度から地域経済を「庭」、地元の企業を「植物」に見立て、地域という土壌を生かして企業家精神あふれる地元の企業を大切に育てる（活躍しやすいビジネス環境を創出する）ことにより地域経済を活性化させる政策である「寒川エコノミックガーデニング」の取り組みを進め、産業振興課内に企業支援・創業支援に特化した担当として企業支援担当を設置している。幅広いニーズに対応するため中小企業診断士を「寒川町地域経済コンシェルジュ」として委嘱し、町職員と地域経済コンシェルジュとともに町の基盤産業である製造業を中心に個別経営課題に対応するため企業への総合支援を図り、地域企業等の成長による雇用の創出と地域経済の活性化を図ることを目的に企業支援事業を実施している。

## (2) 目標

先端設備等導入計画を年10件以上認定することを目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業・小規模事業者の老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図り、企業の永続的な操業を持って地域経済の発展を図ることとし、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針にさだめるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当町の産業は、企業の業種が多岐にわたり全ての業種で労働生産性を高め、地域活性化に繋げる必要があることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

当町については、町内全域に事業所が点在していることから、本計画の対象区域は、寒川町内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

当町については、多種多様な業種の事業所が事業を営んでいることから、本計画の対象業種・事業については、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮する必要があることから、人員削減を目的とした取り組みを

先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業のうち、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる計画については先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 町税を滞納している事業所もしくは事業主については先端設備等導入計画の認定の対象としない。